

令和3年度宮城県准看護師試験実施要項

1 試験日時

令和4年2月15日（火） 午後1時30分から午後4時まで

2 試験会場

東北学院大学土樋キャンパス6号館（仙台市青葉区土樋一丁目3-1）

3 試験方法

- (1) 筆記試験で、出題形式はマークシート方式（四肢択一）とする。
- (2) 出題数 150問

4 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

5 受験資格

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第22条各号のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和4年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和4年3月に修業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和4年3月に卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が第1号から第3号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (7) 外国の法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、法第21条第5号に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めた者

6 受験者の取り扱い

受験者は、県内の看護師養成所等を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び県内在住者を優先し、それ以外の者については、試験会場の収容人員の範囲内で受け入れを行う。

受験願書の配布方法は、次の（1）及び（2）のとおりとし、（2）については、電話による事前申込で先着順とする。

（1）先行配布

期 間：令和3年10月25日（月）から令和3年10月29日（金）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

対 象 者：（i）宮城県内の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者及び卒業（修業）者

（ii）宮城県外の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者及び卒業（修業）者で、宮城県内に住所がある者

（iii）宮城県外の看護師養成所等の卒業（修業）見込み者又は卒業（修業）者で、宮城県内就業見込み者

配布方法：次の①及び②の方法により配布するものとする。

① 窓口で請求する場合

イ 宮城県保健福祉部医療人材対策室に直接来室し、請求すること。請求部数は原則として1人1部とし、複数人分を請求する場合はすべての請求者の氏名と連絡先を記載した受験者名簿等を提出すること。

ロ 県内の看護師養成所または准看護師養成所の卒業（見込み）者については、看護師養成所を通してまとめて請求すること。ただし、既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書を請求しても差し支えない。

ハ 窓口で請求する場合は、以下のものを持参すること。

対象者（i）に該当するものは、養成所の職員以外の者が請求する場合には、卒業（修業）証明書の写し

対象者（ii）に該当するものは、宮城県内に住所があることがわかるもの（住民票の写し、運転免許証の写しなど）

対象者（iii）に該当するものは、宮城県内の就業予定の施設が発行した合格通知書（任意）など

② 郵送で請求する場合

イ 以下の書類を、表面に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きした封筒に入れ、宮城県保健福祉部医療人材対策室宛てに郵送すること。書類に不備がある場合、返信できないこともあるので留意すること。請求部数は原則として1人1部とする。

(イ) 請求者の氏名及び連絡先を記載したメモ

(ロ) 対象者（i）に該当する者で、養成所の職員以外の者が請求する場合には、卒業（修業）証明書の写し

対象者（ii）に該当する者は、宮城県内に住所があることがわかるもの（住民票の写し、運転免許証の写しなど）

対象者（iii）に該当するものは、宮城県内の就業予定施設が発行する合格（内定）通知または就業見込証明書（任意）

(ハ) 表面に返信先（請求者）の郵便番号・住所・氏名を明記した角形2号の返信用封筒

(ニ) 上記（ハ）には、140円分の郵便切手（1部の場合）を貼付する

ロ 複数人分をひとつの封筒でまとめて請求することも可とする。その場合には、返信用封筒に部数に対応する郵便切手（1部50g程度）を貼付し、すべての請求者の氏名と連絡先を記載した受験者名簿等を添付すること。

ハ 郵便事故による亡失を防ぐため、なるべく簡易書留等を利用すること。

留意事項：優先配布の方法により複数人分を請求する場合、複数人分の請求者の住所が県外だった場合には、願書の配布を認めない。改めて（2）の方法で申込を行うこと。

（2）通常配布

期 間：令和3年11月1日（月）から令和3年11月5日（金）まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「閉庁日」という。）を除く）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

対 象 者：（1）先行配布対象外の者で、受験を希望する者

配布方法：令和3年11月1日（月）から電話により宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班あてに、配布可否について必ず確認した上で、事前申込を行うこと（先着順）とする。その後、前項（1）①または②と同様の方法により、請求するものとする。

留意事項：・事前申込がない場合は、請求を受け付けないものとする。

・来所により直接請求する場合は、本人確認の上で配布するため、身分証明書（運転免許証、学校の職員証など）を用意すること。なお、事前申込時の名前と異なる場合、または確認できない場合は願書を配布しないことがあるので注意すること。

・郵送による願書請求を推奨するが、来所して直接請求することは妨げない。

・県外養成所等において願書をまとめて請求する場合、願書の枚数によっては希望枚数分を配布できない場合があるので注意すること。

(3) 配布終了時の対応

受験願書の配布終了については、医療人材対策室ホームページでお知らせするとともに、配布終了後に到着した請求については、返信用封筒を返却する。

なお、先行配布の時点で予定の枚数に達した場合は、その時点で願書の配布受付を終了することがある。

7 受験申込に関する注意事項

試験会場の収容人数により、受験者数の調整を行う必要が生じた場合には、宮城県内の看護師養成所等を卒業した者（令和4年3月31日までに卒業する見込みのあるもの）、宮城県在住者で宮城県外の看護師養成所等を卒業した者を優先する。

8 受験願書受付期間等

- (1) 受付期間は、令和3年11月29日（月）から令和3年12月3日（金）までとする。
- (2) 郵送の場合は、書留郵便を利用することとし、令和3年11月29日から同12月3日までの消印があるものを有効とする。このほか、受付期間外に到達した受験願書は受け付けない。
- (3) 直接持参する場合の受付は、受付期間中の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。
- (4) 宮城県内の看護師養成所又は准看護師養成所を令和4年3月末までに卒業見込みの者については、原則として学校養成所を通じて提出すること。ただし、既に学校養成所を卒業している者については、個人で受験願書等を提出しても差し支えない。

9 受験願書等書類提出先

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班
※郵送の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書在中」と朱書すること。

10 試験手数料

- (1) 6,900円
- (2) 受験願書提出の際、宮城県収入証紙により納付すること（消印しないこと）。
宮城県収入証紙の購入方法は、医療人材対策室のホームページに掲載するので参照すること。
（宮城県医療人材対策室ホームページ URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryujinzai/>）
- (3) 受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しない。

11 提出書類

- (1) 受験願書（今回配布された所定の用紙）
- (2) 資格証明書
 - イ 修業（又は卒業）証明書
 - ロ 令和4年3月に修業又は卒業見込みの者は、「修業（又は卒業）見込み証明書」を提出すること。
なお、「修業（又は卒業）見込み証明書」により受験した者については、改めて令和4年3月4日（金）正午【必着】までに「修業（又は卒業）証明書」を提出すること。「修業（又は卒業）証明書」の提出ができない場合は「修業（又は卒業）確定証明書」を提出すること。
以上の手続を怠った者は、理由の如何を問わず、また、試験の成績如何に関わらず、受験資格がなかったものとして、当該受験は無効となるので、事前に証明書の入手可能時期（卒業式）等について学校・養成所に確認すること。
※ 学校又は養成所が各証明書を提出する場合は、全受験者分を一覧にした任意様式とすることができる。
 - ハ 法第21条第5号に該当する者は、厚生労働大臣が看護師国家試験受験資格を認定したことを証明する書類の写し
 - ニ 法第22条第4号に該当する者は、宮城県知事が准看護師試験受験資格を認定したことを証明する書類の写し

- (3) 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること）

12 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

13 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する入場制限について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、緊急事態宣言等が発出された場合など、状況によっては本要項6(i)、(ii)、(iii)以外の受験者の入場を制限する場合があることから、あらかじめ宮城県保健福祉部医療人材対策室ホームページを確認すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、次の事項を厳守すること。
- イ 受験の際は、必ずマスクを着用の上、受験すること。
 - ロ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）または発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く場合は、受験を控えること。また、これらの症状がある者は受験を断る場合がある。

14 合格者の発表

令和4年3月10日（木）午後1時に、宮城県庁1階掲示板及び県内各保健所及び支所（仙台市を除く）に合格者の受験番号を掲示する。また、医療人材対策室のホームページにも掲示する。
（宮城県保健福祉部医療人材対策室ホームページ：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/>）

15 合格証書の交付

合格者には合格証書を交付する。

16 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を請求する場合は、受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等で本人の顔写真が貼付されたもの）を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、下記の開示場所で直接行うこと。ただし、閉庁日は開示の請求ができない。

開示できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
受験者	総合得点	合格発表の日から1か月間	宮城県庁7階医療人材対策室内

17 その他

- (1) 受験票が令和4年1月末日までに到着しない場合は、下記まで問い合わせること。
- (2) 受験中の不正行為が判明した場合や受験中に試験監督の指示に従わないときは、受験無効や合格取り消しとする場合があるので注意すること。
- (3) 荒天、災害等の緊急の事態により、試験開始時刻に繰り下げ等がある場合には、医療人材対策室のホームページに掲載する。（<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/iryoujinzai/>）
- (4) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和3年11月5日（金）までに宮城県保健福祉部医療人材対策室に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

【試験についての問い合わせ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県保健福祉部医療人材対策室看護班
電話 022-211-2615